

個人住民税の基礎控除等の 引上げについて

さいたま市
財政局税務部市民税課

個人住民税の基礎控除等の引上げに対する見解

減収補填

○ 個人住民税は、本市税収の約5割を占める基幹税目であり、教育や子育て支援など住民に身近な行政サービスを提供するための重要な財源となっている。

⇒ 基礎控除・非課税限度額を引き上げる場合には、代替となる財源の確保が必須と考える。

(参考)基礎控除額1万円引上げによる本市影響額:約5.7億円

賦課事務への影響

○ 2～3年ごとといった短いサイクルでの基礎控除・非課税限度額の見直しは、システム改修に係る費用負担及び検証作業を行う職員の事務負担が大きい。

⇒ システム改修費用への何らかの財源措置を検討してもらいたい。
また、制度改正に当たっては、十分なシステム改修・検証期間が確保できる余裕のあるスケジュールとしてもらいたい(本資料3、4ページ参照)。

⇒ 税額算出までの計算過程など納税義務者からの問い合わせに対応する必要があるため、所得金額により引上げ幅を変えるなどの複雑な要件設定は行わず、市民に分かりやすい簡素な制度としてもらいたい。

個人住民税の基礎控除等の引上げに対する見解

システム標準化への影響

- 基礎控除・非課税限度額の引上げの内容・頻度によっては、現状でも不足しているシステムベンダのリソースを逼迫することになる。
⇒ 令和11年9月に予定している、本市の税務システム標準化への移行スケジュールに影響を与えるおそれがある。
また、令和11年度までの間に、現行システムへ多額の改修費用を投じることは二重投資となり、非効率である。

非課税限度額の引上げ

- 特に、非課税限度額の引上げについては、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格を踏まえて検討してもらいたい。

その他

- 物価変動に応じて、基礎控除・非課税限度額を見直すこととした場合、仮に物価が下落した際に、控除額・限度額を引き下げることができるのか課題と考える。

令和8年度課税に向けたシステム改修スケジュール

	令和6年度		令和7年度				令和8年度	
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7月～9月
税制改正	●12/20 R7与党税制改正大綱決 ●12/27 R7政府税制改正大綱決定		●3/31 地方税法一部改正法公布		●12/19 R8与党税制改正大綱決定 ●12/26 R8政府税制改正大綱決定		●3/31 地方税法一部改正法公布	
予算措置	当初予算要求・議会对応		補正予算要求・議会对応		補正予算要求・議会对応			
	●3/13 R7当初予算成立				●10/17 9月補正予算成立		●3/12 2月補正予算成立	
システム改修	賦課処理の段階に応じて、順次、プログラム改修、テスト、検証、本番適用作業を実施				システム改修 ●契約(当初+9月補正)		●変更契約(+2月補正) ●5/15 特徴税通発送 ●6/10 普徴納通発送	

- 所得税の基礎控除や給与所得控除の引上げに係るシステム改修には、約半年の改修期間が必要
 ⇒ R8年度税制改正で対応を求められた「所要の措置」のように法改正・即適用では検証を十分に行うことができず、課税誤りのリスクが増大
- システム改修に要する費用を補正予算で措置する場合であっても、R9年度税制改正はR10年度課税分からの適用を要望

令和8年度課税に向けたシステム改修スケジュール(参考)

本市では、n年度課税分に係る個人住民税システムの改修に要する費用については、(n-1)年度の当初予算で予算措置(債務負担行為設定)する運用

※ 本市の予算編成スケジュールでは、当初予算で予算措置するためには、前年10月には要求額が決まっている必要

(参考)令和8年度課税分に向けたシステム改修

【令和6年度以前の税制改正に係る項目】

- 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化(所得税)
- 配偶者特別控除の適用に関する所要の措置(住民税)

} 令和7年度当初予算で措置

【令和7年度税制改正に係る項目】

- 給与所得控除の最低保障額の引上げ(所得税・住民税)
- 特定親族特別控除の創設(所得税・住民税)
- 基礎控除の引上げ(所得税)

} 令和7年9月補正予算で措置

【令和8年度税制改正に係る項目】

- 所得税の基礎控除の引上げに係る所要の措置(住民税)
 - ・住宅借入金等特別控除の控除限度額の算定方法
 - ・ふるさと納税に係る特例控除額の算定方法

} 令和8年2月補正予算で措置